

陳情第129号	受理年月日	令和元年5月10日
付託委員会	環境水道委員会	
件名	曾根北町7番地東側用水路冠水の改善について	
要旨	<p>平成30年7月6日に発生した豪雨により、曾根北町7番地東側の用水路がいつ水し、一部の住宅地が冠水被害に遭い、冠水区域外の住宅でも水回りの流れが悪く使用できなくなる被害が発生した。</p> <p>今回の冠水被害に関し、住宅造成したホームメーカーに対策、調査を依頼した結果、用水路からのいつ水、用水路側溝からの逆流による冠水及び北側の産業分譲地からの雨水の流れ込みにより、冠水被害区域が拡大したとの回答を得た。</p> <p>また、今回の豪雨時だけではなく、以前より雨量が多い日には、冠水被害や用水路が今にもいつ水しそうなくらい満水状態になるという事態がたびたび発生している。</p> <p>特に冠水区域の住民は、今回の冠水被害時、自宅から避難することもできずに、自宅横の用水路がいつ水している状況を目の当たりにしながら、このまま自宅が浸水被害に遭うかもしれないという恐怖体験をしたことで、今でも強い不安を感じている。</p> <p>小倉南区役所まちづくり整備課に改善の要請を申し出たが、用水路内の清掃をして様子を見るという回答しかいただけなかった。</p> <p>昨年7月の豪雨が未曾有の事態であったとしても、これだけ災害に対する危機管理が指摘されている中、このような冠水被害がたびたび発生するにもかかわらず、行政の基準を満たし宅地開発の許可がなぜ下りるのか、その回答を求めるとともに、たびたび用水路がいつ水し、付近一帯が冠水している現状に対する早急な改善の対策、対応を強く要請する。</p> <p>については、次のとおり措置していただきたい。</p>	
	記	
	1 用水路への堤防の設置等によりいつ水被害が改善されること。	
	2 用水路へ続く側溝の逆流が改善されること。	

(続 く)

3 北側産業分譲地からの雨水侵入が改善されること。

4 これらを改善することにより新たな被害が出ないこと。